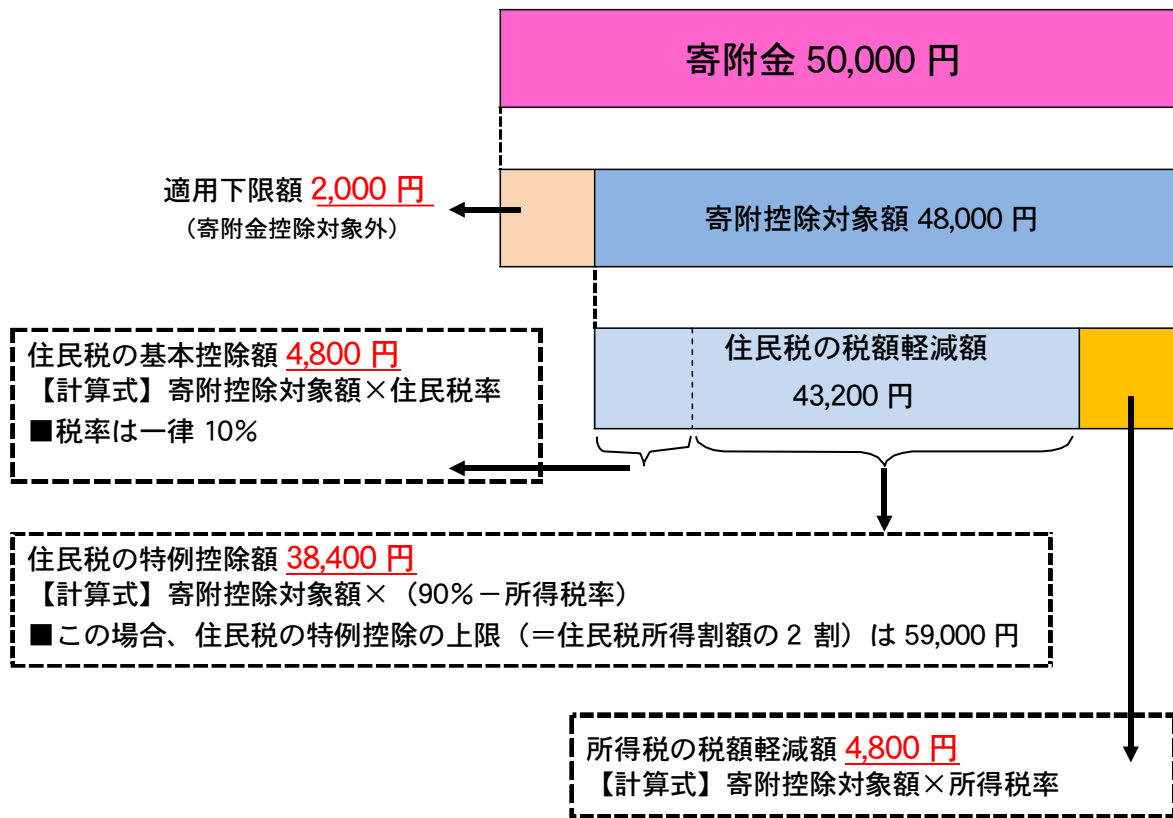


ふるさと納税(寄附)した場合の控除額のモデルケース

珠洲太郎さん

- 給与収入: 700万円
- 扶養家族: 妻、子2人
- 所得税率: 10%
- 住民税所得割額: 295,000円

【珠洲市に 50,000 円寄附した場合】



A: 寄附金額	50,000
B: 税の軽減額	48,000
内訳	
所得税	4,800
住民税〈基本控除〉	4,800
住民税〈特例控除〉	38,400
C: 自己負担額 (A-B)	2,000

この場合、自己負担額は 2,000 円

【注】特例控除の上限(住民税所得割額の2割)を超えても基本控除額は適用されますが、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額の30%です。